

## 全国公立短期大学協会

### 【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

#### <質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

#### <意見等>

入学時の学力・資質要件の確認方法については、継続することが適当である。

#### <以下、会員大学の主な意見>

- 「教育の機会均等」に基づき、いかなる入学者に対しても平等の学修評価・要件を継続する。
- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立して活躍できるようになることが支援措置の目的であることから、学力・資質要件の確認は継続すべきと考える。
- 本学においては、現在の学力・資質要件について、学生に対して支援を受けるためには一定基準の要件が必要となることを周知して確認を行っており、その要件に対して特に意見等はない。
- 引き続き継続すべき。
- 継続する。  
(理由) 本制度は、進学前の明確な進路支援と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしかりと見極めた上で学生に対し支援を行うことを目的としており、給付型奨学金に関するアンケート調査結果<sup>\*1</sup>から、97.6%(12,777+5,606+4,595/23,023)の学生が学業要件の仕組みを肯定的に受け止めているため。

※1「質問に関する説明資料」21頁

- 「学修意欲や進学目的を確認している点」、「進学後の学修状況に要件を課している点」以上2点において、資質要件の確認として十分であると考えため、継続すべき。
- 継続すべき。
- 現状の方法で良いと思います
- 学修状況の要件に基づいて支援の提供を決定することは合理的であるので、継続すべきと考えます。
- 継続すべき。
- 継続すべきであると考えます。  
本制度の趣旨を鑑み、対象を広くあるべきなのではないかと考えます。
- 本学では、給付奨学金の申請時に高校在学時の成績が基準に達しない学生については、「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」を提出させ、学生委員会での審議を経て支援対象者として推薦しており、要件に対して特に意見はありません。

## 2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

### <質問内容>

- 現在の支援対象者の要件（大学等進学後の学修状況等に関する要件（以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

#### (1) 「廃止」（支援打ち切り）の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（「停止」の場合を除く）

※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

#### (2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

### <意見等>

支援対象者を多子世帯へ拡大することが見込まれていることもあり、要件を緩和することが望まれる。

「廃止」の要件については、卒業まで給付型奨学金のみ「停止」する対応とし、授業料減免（在学採用）は可能とすること、などが望ましい。

「警告」のGPAについては、要件を緩和する方向で見直しが見込まれます。その理由としては、当初履修登録しても、途中で履修計画を変更した場合に、修得を中止した講義についてもGPAに反映される側面があります。また、学びたい特定の分野では優れていても、GPAでは下位に該当する学生が存在することもあるかと思われま

「出席率」の要件についても、要件を緩和する方向で見直しが見込まれます。その理由としては、病気や怪我、就活などにより、やむを得ず欠席する場合もあるかと思われま

す。また、努力によって成績が上位に該当する学生に、出席率8割をもって「警告」することが妥当であるのか検討が望まれます。

#### <以下、会員大学の主な意見>

- 「警告」のGPA、出席率の要件を緩和する方向で見直す。  
「廃止」の要件を卒業まで給付型奨学金のみ「停止」する対応で授業料減免（在学採用）が可能であることが望ましい。

（理由）適格認定（学業）の状況について<sup>\*1</sup>の結果から、短期大学は、出席率の要件に対する警告・廃止の割合が高い。

短期大学生の場合、世帯収入が低く<sup>\*2</sup>、女子学生も多く、生理等の体調不良も起因と想定される。また、GPAの分布について考えると、多子世帯に限り世帯収入要件が大幅に緩和され、申請者の増加が予想されていることから、特に学生数の少ない小規模校においては、収入要件が従来通り課される学生に対する影響が危惧されるため。

※1 「質問に関する説明資料」18頁

※2 下の（参考資料）参照

- 支援対象者の拡大を目指すのであれば要件は緩和すべきだが、支援を受けていない学生も納得がいくよう、ある程度の厳格さも必要。  
ただし、昨年度既に要件を緩和（「停止（成績）」基準を設けた点）したこともあり、頻繁な基準の変更は支援実施主体（大学等）・学生双方に混乱をもたらすことが危惧される。

- 「出席率」について

本学ではすべての科目の出席率を計算しているわけではなく、各学科の必修科目等についてのみ出席率を計算しています。本学の規程上、授業の1/4以上欠席した場合定期試験の受験資格を喪失するようになっており、③出席率5割以下とする意味がないと思われま。

また、本件を要件とする場合には出席の管理が必要となり、業務負担が増加することに対して効果がないことから、③は除外すべきであると思います。

「GPA」について

今回第IV区分を新設し中間世帯への支援が拡大したため対象学生が増加し、下位1/4の範囲に該当する学生の増加が見込まれます。

本基準についてこのまま維持するのか、それとも今回第IV区分新設の目的である支援拡大を目指すのか、改めて本制度の趣旨について文部科学省のご意見をお伺いできればと思います。

- 警告のGPAについては、要件を緩和する方向で見直しが望まれます。その理由としては、当初履修登録しても、途中で履修計画を変更した場合に、修得を中止した講義につ

いても GPA に反映される側面があります。また、学びたい特定の分野では優れていても、GPA では下位に該当する学生が存在することもあるかと思われます。

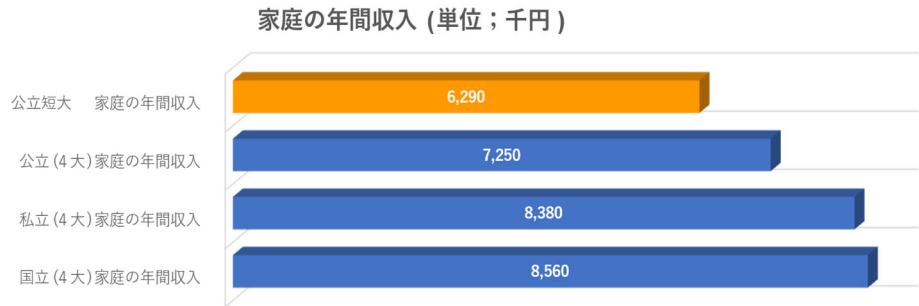
出席率の要件についても、要件を緩和する方向で見直しが望まれます。その理由としては、病気や怪我、就活などにより、やむを得ず欠席する場合もあるかと思われます。

また、努力によって成績が上位に該当する学生に、出席率 8 割をもって「警告」することが妥当であるのか検討が望まれます。

- 「教育の機会均等」に基づき、いかなる入学者に対しても平等の学修評価・要件を継続する。
- 「廃止」「警告」要件について、妥当と考える。(5 短期大学)

(参考資料)

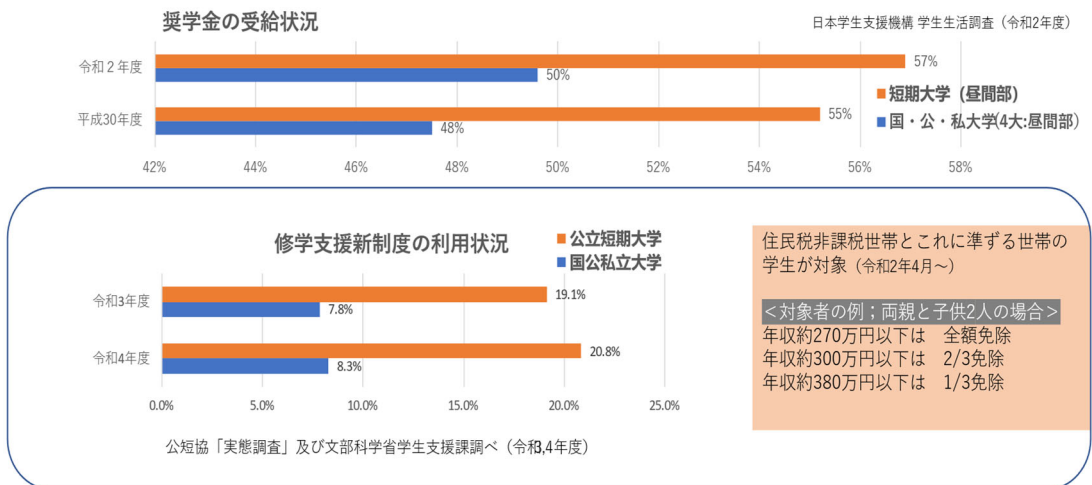
公立短大生は、4大生と比べて家庭の収入が低いという環境にあります。



日本学生支援機構 学生生活調査 (令和2年度；隔年調査)

公立短大に入学した理由について、全公立短大学生へのアンケート結果（複数回答）によれば、「**経済的に、学費が安く抑えられること**」が**70.2%**と最も高く、「**2年で自立できること**」が**34.5%**となっており、家庭の年間収入が低いこと、早く仕事に就きたいという目的意識が高いことが伺えます。（公短協；平成25年度全公立短大生への調査結果）

公立短大生は、4大と比べて奨学金や授業料減免を受ける割合が高くなっています。



家庭の収入や奨学金などから、公立短期大学は、低所得世帯の受け皿となっていることも大きな役割といえます。  
このような背景もあり、学費は、卒業までの2年間で110万円程度と安く抑えられています。  
また、入学金も区域内出身者は1/2にするなどの配慮もされています。

### 【3. 学業要件の特例について】

#### <質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

#### (特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ないがある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

#### (特例②)

次に該当する場合は、GPA 等が下位 4 分の 1 であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

#### <意見等>

継続することが適当。

また、特例②前段は、要件の緩和で対応することが適当。

【理由】 短期間に集中して充実した学修環境を確保する短期大学の特性にあつて、下位基準で 2 年間のうちの 2 年目が「停止」となると、アルバイト収入で時間を割くことを要してしまい、学修計画とミスマッチな点が見受けられるため。

#### <以下、会員大学の主な意見>

- 継続すべきと考える。（9 短期大学）

- 継続する。

（理由）本制度の、進学前の明確な進路支援と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で、学生に対し支援を行うという目的を「学業要件」の指標だけでは判断できない場合があるため。

- 継続するべきだとは考えます。

ただし、1 度特例が認められた学生が、次の適格認定で学力や学修意欲が回復しなかった場合、「廃止」等の基準を設けていただければと思います。

現状では、1 度特例を認められた後、次回の適格認定でも「廃止」「警告」相当の学力であった場合、2 度目の特例を認められるかどうかは各大学での判断となっています。

大学により取扱いが異なる可能性があり、制度の信用性や個別大学に対する非難にも繋がることから、明確な基準を設けていただければと思います。

## 【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

### <質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

### <以下、会員大学の主な対応>

- 学生へ廃止の通知を交付する際に、大学独自の授業料減免や日本学生支援機構の貸与奨学金等利用できる可能性がある制度の案内を行っています。
- 「廃止」・「警告」となった学生に対してのみの特別な支援は設定していないが、成績不振の学生に対して、その原因となる修学や生活上の課題を改善すべく、教職員が連携し相談体制の充実を図っている。  
また、本学の場合は、修学支援新制度の対象から漏れる学生もいることを想定し、独自の減免制度を残しているため、必要に応じてこちらの申請も検討するよう促している。
- 障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めた学生に対し、合理的配慮に基づく支援を行っている。
- 【学修支援】学修ポートフォリオを活用して、アドバイザー教員と面談を実施している。  
【生活支援】修学支援新制度以外の、公的な奨学金貸与制度を案内している。
- 本学において、「廃止」に該当した事例はない。  
また、「警告」となった学生に対しては、チューター教員・学生室・健康支援センターが連携を取り、学生との面談を実施する等のフォローを行っている。
- 学年担任やプロジェクト担当、カウンセラー等による面談  
その他の奨学金の紹介
- 面談を行った際に、悩みを抱えているようであれば学生相談室の案内を行うなど学生生活を継続できるように支援している。
- 貸与奨学金の案内をおこなっています。
- 「廃止」・「警告」となった学生に対してのみの特別な支援は設定していない。  
成績不振の学生に対して、教職員が連携し相談に応じている。
- 貸与奨学金とともに、本学独自の授業料減免制度を案内しています。
- 学生相談室は、学生からの相談がない場合には対応できません。それで、学生相談室等の部署ではなく、教職員として、「警告」となった学生に対し、学業に一層励むように助言したり、「廃止」となった学生には貸与奨学金や授業料の分割払を提案するなどしています。

## 【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適合・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3. の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

【GPA 下位学生の件】停止による収入源確保(授業料含む)のためアルバイトに注力するなど好ましくない結果となる。

4年制大学に比べて経済的に厳しい家庭からの進学が多い小規模な短期大学では、大学と比較して「下位1/4」はかなり厳しい基準となる。短期大学は「下位1/5」に緩和することが望まれる。

<以下、会員大学の主な意見>

- 【廃止・中途退学学生の件】「廃止」となった学生で、中途退学した学生はいない。
- 中途退学した学生には、学校生活不適合、修学意欲低下による学力不振が見られる。  
また、GPA等が下位4分の1の範囲に該当する学生等についても同様の傾向が強く、改善が見られない。

ある程度の線引きが必要であると考え、特例以外に斟酌するべき余地がある場合は想定しづらい。

- 【廃止・中途退学学生の件】進路変更(就職)
  - ・【GPA 下位学生の件】停止による収入源確保(授業料含む)のためアルバイトに注力  
4年制大学に比べて経済的に厳しい家庭からの進学が多い小規模な短期大学では、「下位1/4」はかなり厳しい基準である。すべての大学や専門学校と比較して短期大学は「下位1/5」に緩和を求めたい。
  - ・【斟酌余地の件】個別斟酌は限定的に運用していくことが望ましい。  
【理由】短期間に集中して充実した学修環境を確保する短期大学の特性にあつて、下位基準で2年間のうちの2年目が「停止」となると、アルバイト収入で時間を割くことを要してしまい、学修計画とミスマッチな点が見受けられるため、【3. 学業要件の特例について】の特例②前段は、要件の緩和で対応されたい。
- 【廃止・中途退学学生の件】廃止後の中途退学の主な理由；学校生活不適合・修業意欲低下、学力不振
  - ・【GPA 下位学生の件】1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したまま
  - ・何らかの斟酌の余地 特になし



- ・【廃止・中途退学学生の件】学業要件で「廃止」となった学生等のうち中途退学した者の主な理由としては「修学意欲低下」が一番多いと思われます。
- ・【GPA 下位学生の件】GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することになる学生については、少数のため傾向はわかりかねます。
- ・【廃止・中途退学学生の傾向】進路変更
- ・【GPA 下位学生の傾向】出席率の低さ
- 中途退学の理由としては、学費未納による除籍や進路模索等学修意欲の低下などがあげられます。当該学生については、1 回目の「警告」の後、GPA 順位が上がらないことに加え、出席率に関しても「警告」要件に該当している。

専攻科については優秀な学生が多く総体的に GPA が高いことから、下位 1/4 の GPA 数値が高水準にあります。

学生数も少ないため、学修意欲のある学生であり、真面目に学修に取り組んでいても、一部苦手な科目があると下位 1/4 となっているケースも散見されています。

- 本学で、中途退学したある学生については、経済的困窮が理由と推察されます。アルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事情」には含まれないと Q&A に示されていますが、当該学生は仕送りのためにアルバイトをする必要があったとのこと。第 I 区分の支援が「廃止」となり、面談等も行いましたが退学を選択しました。高校時代までの学修環境が良くなかったために、入学時の成績が下位であった者の成績が下位 4 分の 1 から抜け出すのは、意欲があったとしても極めて困難なようです。

## 【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

### <質問内容>

#### ○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

### <意見等>

○・高等学校での大学進学にかかる予約採用を受験シーズン前に確実に制度として周知され、活用を図られたい。

**【理由】**保護者の経済的不安面の緩和・解消など、進学の際、入学手続きが円滑となる効果が出てきているため。

・短期大学の機関要件(経営要件)を緩和されたい。

**【理由】**日本私立学校振興・共済事業団短期大学の調査では、私立大学の53%、私立短期大学の92%に定員割れが起きている。公立短期大学においても定員割れが起きており、教育の質を担保する中、今後、増えてくるものと想定される。収容定員8割未満の短期大学においては、教育の質を担保する成果指標として、進学・就職率9割超などの猶予規定があるが、猶予ではなく、除外規定となることで、教育の質を担保し、学生に安心・安定した修学の機会を提供できるため。また、多子世帯では4年間の減免期間を有利として2年間の短期大学への進学は減少することとなり、同一要件では、深刻な経営状態に陥ることが予想できるため。

・多子世帯の無償化の要件事務をわかりやすく説明されたい。

**【理由】**多子世帯の学生においては、給付型奨学金の支給に対しては世帯収入要件が適用されるが、授業料等の減免に対しては適用されない(所得制限なし)。給付型奨学金が収入要件で廃止された場合でも、授業料等の減免は継続されるものとしてよろしいか。